

# 地位確認を勝ち取る

## ♪中外ブラジル人労働者事件♪

弁護士 福井 悅子

リーマンショックによる売上げの落ち込みを理由として株式会社中外を整理解雇的に雇い止めされたブラジル人労働者7名について、雇い止めの無効＝地位の確認を求めていた事件で、名古屋地方裁判所は本年3月29日、全員について地位を確認する判決を出しました。有期契約労働者の雇い止め事案で地位が確認されたことは大勝利です。

株式会社中外は、トヨタ系の商社兼自動車部品メーカーで、原告らは全員が元偽装派遣労働者。派遣元は中外の「下請け」、原告らは「孫請け」で、保険へも加入させてもらっていました。原告らは、保険への加入等を求め、労働組合（全日本金属情報機器労働組合・略称JМИU愛知支部中外分会）を結成し、その後は派遣先である中外への直接雇用を求めました。中外に直接雇用されたのは2007年2月。彼らの求めていたのは正社員としての雇用でしたが、実現したのは6ヶ月の有期雇用でした。しかし彼らは粘り強く交渉を行い、会社と「できる限り長期に雇う」、「雇い止めの必要が生じた場合は、事前に合意が得られる

ように十分に協議する」との協定を締結しました。

この協定が裁判では活きました。臨時ではない業務に携わっており、契約を反復更新していた有期雇用労働者の雇い止めには解雇権濫用法理が類推適用されますが、損害賠償は認めて、なかなか地位を認めては貰えません。しかし、この協定があつたことや、雇い止め対象者の選定基準があまりに公正さを欠き、かつその運用が恣意的であつたことが認められ、地位が認められたのです。

残念ながら、中外は控訴し、闘いはまだ続きます。何としても高裁で職場復帰を実現したいと考えています。引き続きご支援をお願いします（なお、この事件は、稲垣仁史弁護士、柴垣幹生弁護士、福井の3名が担当しています）。

